

連載

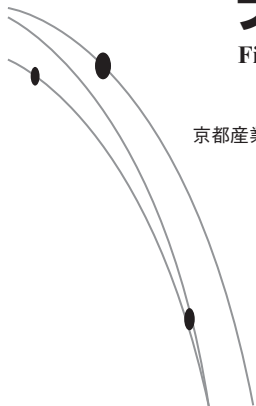
フィールド・アイ

Field Eye

ドイツから——①

京都産業大学助教授 高島 淳子

Junko Takahata



ドイツ、閉店法の行方

現在、筆者はドイツのミュンヘンにあるマックスプランク国際社会保障法研究所に客員研究員として滞在している。4月にミュンヘンに来てからおよそ半年が経過し、言葉の不自由さや生活習慣の違いに戸惑うことはあるものの、こちらでの生活によりやく慣れつつあるところである。ご存知の通り、ミュンヘンでは毎年オクトーバーフェストなる盛大なビール祭りが開催されるが、今年は6月にサッカーワールドカップ大会が、9月初旬にはローマ教皇の訪問と、何かとイベントの多い時に当たったようである。今回の連載では、そうした日々の生活の中で感じたことを中心に書き綴ることにしたい。

ミュンヘンをはじめて訪れたのは、今から8年ほど前のことである。当時日本と大きく異なると感じたのは、一番のかき入れ時であろう日曜祝日にほとんどの商店は閉まり、土曜日もたいい昼過ぎには営業終了となることであった。閉店法の存在は知っていたものの、いざ滞在してみるとこれになかなか馴染めず、閉店間際の商店に慌てて駆け込んだり、日曜日に買い物のためだけに中央駅まで出かけたりすることもあった。それが今では、週末ともなればマリエンプラッツやカールスプラッツといった街の中心部は相当な人出で、買い物袋を手にした人々が行き交っている。ドイツの中では比較的景気の良いミュンヘンならではの光景かもしれないが、もうひとつ閉店法の改正がこれに大きくかかわっているだろう。

閉店法 (Gesetz über den Ladenschluß) は商店の開店時間を規制する法律で、最初の法規は1900年のライヒ改正営業令にまでさかのぼる。現行法は1956年11月28日に制定され、小売業で就業する労働者を週末と夜間の労働から解放すること、また、小売業の店主や家族従業者をも対象とし、統一的な規制をすることで不公正な競争を防止することを目的とする。同法は、制定以来たびたび改正されており、それに伴って商店の営業時間は徐々に延長されてきた。現在は、日曜日と法定の祝日の営業は原則として禁止されたままであるが、月曜日から土曜日の間は6時から20時まで商店を開けることが可能となっている。

こうした規制には、特に経営側からの反対が強い。それは、個々人の商品購入の可能性を制限し、営業活動の自由を制約するとの主張である。これについて連邦憲法裁判所は、商店の従業員の労働時間の確定、規制の実効的なコントロール、競争条件の統一といった閉店法の目的を重視し、合憲との判断を示している (BverfG 29.11.1961 AP Nr.3 zu § 3 LSchG; BverfG 29.11.1961 AP Nr.4 zu § 3 LSchG)。しかし、2004年6月9日の連邦憲法裁判所判決 (Az: 1 BvR 636/02) では、日祝日の営業禁止は労働の安息と精神的高揚として基本法上保護されるとの意見で一致したが、土曜日の開店時間の規制については可否同数となった。すなわち、労働時間の保護という閉店法の目的を高く評価する立場からは同規制は支持されるが、反対の立場は、空港内や中央駅、行楽地での営業を認めるなど数多くの例外規定が存在し、労働時間法によって一般的な労働時間規制がなされることから、小売業のみ特別に労働時間を規制することの重要性は小さく、商店主の職業の自由を制限するには特別な理由が必要とした。また、賛成の意見でも、閉店規制を将来州法にゆだねるか否かを検討する必要性が指摘された。

この連邦憲法裁判所判決を受け、各州では営業時間の自由化を求める声が強まったが、結局、この7月に決定された連邦制改革の一環として、商店の営業時間の規制権限が州に委譲された。実際、ほとんどの州でかなりの規制緩和が実現しそうである。

7月7日付のDie Welt紙によると、多くの州は日祝日以外の曜日の24時間営業 (これを6×24規制という) を許容する方針を示している。いち早くこの立

場を表明したのは、ノルドライン・ヴェストファーレン州である。同州はクリスマス前に新法の制定を目指し、クリスマス商戦に間に合わせたいとする。他に、日祝日以外の24時間営業を検討している州には、バーデン・ヴェルテンベルク、ベルリン、ハンブルク、ヘッセン、メークレンブルク・フォアポンメルン、ニーダーザクセン、ザクセン・アンハルト、シュレーズヴィヒ・ホルシュタインがある。唯一ザールラント州は、商店側の要望がないとして従来の規制内容どおりとするが、残りの州でも少なくとも営業時間の柔軟化は予定されている。ミュンヘンのあるここバイエルン州は、カトリック勢力が強いこともあってか日祝日の規制には一切手をつけず、24時間営業に踏み切るかどうかについても関係者との意見調整が必要として比較的慎重な姿勢をとっている。

産業界が営業時間の延長を求めるその背景には、6月のサッカーワールドカップ時の経験がある。ワールドカップの開催中、多くの州で閉店法の規制が緩和され、平日20時以降の営業や日祝日の営業も許されていた。ミュンヘンも試合開催地のひとつであったため、ちょうど試合のあった日曜日にデパートやショッピングモールで応援グッズや飲料水などを買求める人々の姿が見られた。この時の営業時間の延長について、大規模チェーン店などは売り上げの向上につながったと肯定的な意見を表明している。但し、個人商店にとっては期待はずれであったとの見方もあり、営業時間の柔軟化が実現したとしてもその恩恵は大規模商店のみが受けることも考えられる。

確かに、土曜日の営業が禁止されていたころは、金曜日の閉店間際のスーパーではレジに長蛇の列ができ、特に共働き世帯にとっては日常の買い物のための時間をやりくりするのも容易ではなかったと聞く。それが近い将来、至るところにコンビニエンスストアのある日本ようになるのかもしれない。しかし、そこにいたる道のりはまだ遠そうである。ひとつには、営業時間を延長してもそれほど売上げが伸びず、結局早めに閉店する可能性がある。特に2007年1月からは付加価値税が16%から19%に引き上げられることもあり、節約家のドイツ人がどこまで消費に興味を示すだろうか。また、労働組合の抵抗も強く、24時間営業を支える従業員を十分に確保できるかという問題もある。日本で見られるように、従業員の代わりに日夜商店主が店頭に立ち、過労に陥るということになりはしないか、という懸念もある。

渡独当時戸惑うことがあった筆者も、半年経った今はそれほど支障を感じない。「ちょっと不便」と感じるぐらいのゆったりとした生活が、ちょうど良いのかもしれない。閉店法の行方とともに、ドイツ人の暮らしぶりも変化するかも気になるところである。

参考文献

Richardi/ Reinhard, Münchener Handbuch zum Arbeitsrecht
Band2, 2. Aufl., 2000, S. 2343ff.

たかはた・じゅんこ 京都産業大学法学部助教授。最近の主な著作に西村健一郎・村中孝史編『働く人の法律入門』（有斐閣、2006年）。労働法・社会保障法専攻。